

## 博物館法をめぐる古くて新しい課題

日本博物館協会

半田昌之

### はじめに

現在改正に向けて検討が進められている博物館法は、昭和26（1951）年12月1日、法律285号として成立し、翌27（1952）年2月1日から施行され、本年令和3（2021）年は成立から70周年の区切りとなる。

博物館関係者の悲願であった博物館法は、古くは明治32（1899）年に図書館令が制定された時に博物館令の案が作られたといわれるが（注1）、以来、博物館の整備と振興のためには法的規定が不可欠との考え方の下に、様々な法案が作成されてきた。その一方で、設置者や種類が多様な博物館を包括的に規定することの難しさもあり、制定以前から様々な議論がなされ、制定後も幾度となく改正に向けた動きが繰り返されてきた。そこで検討された課題には、当初制定された博物館法が成立するプロセスから既に顕在化していたものも多く見られ、言わば今日まで残されている「古くて新しい課題」も少なくない。

本稿においては、1世紀を超える博物館法を取り巻く動きの中で、現在の博物館法につながる骨格が示された昭和7（1932）年の日本博物館協会から文部大臣への答申と、現行法制定の前年、昭和25（1950）年に作成された、当時の博物館関係者の思いが込められた法律案が作られるまでの流れを振り返ることで、そこに垣間見られる課題を今後の議論につなげる参考としたい。

### 棚橋源太郎が博物館法に込めた思い

日本における博物館法の必要性を一貫して主張し自らその成立に向けて粉骨砕身の努力を惜しまなかったのが、日本の博物館の父とも呼ばれる棚橋源太郎である。

周知のように、棚橋は明治以降永らく日本の理科教育の発展に大きな足跡を残した人物として知られている。明治39（1906）年、東京高等師範学校附属東京教育博物館（国立科学博物館の前身）主事を兼務することになった棚橋は、当初は学校教育の補助機関として博物館の役割に着目したが、明治42（1909）年から2年間のドイツ・アメリカへの留学を経て、博物館が学校教育以外にも広く果たせる役割を認識し、以来「通俗教育」の場としての博物館充実に力を尽くした。棚橋は博物館での展覧会の必要性を訴え、大正5（1916）年のコレラ病流行を受けた「虎列拉病予防通俗展覧会」はじめ、「時」展覧会など、多くの社会的トピックに関連する特別展覧会を開催し、その社会的意義と情報を伝える効果の大きさを示した。ちなみに明治から大正にかけて使われた通俗教育という言葉が、社会教育という呼称に変わっていった時期は大正10（1921）年ごろのことと思われる。大正7（1918）年、臨時教育会議の博物館に関する答申には「通俗博物館ノ如キ観覧的教育施設」や「通俗図書館教育博物館巡回博物館ノ如キハ最モ有力ナル通俗教育上ノ機関ナルカ故ニ一層其ノ普及ヲ図リ公衆ニ対シテ其ノ利用ヲ奨

励センコトヲ要ス」という文章が見られる一方、大正10年に定められた「東京博物館管制」第1条には「文部大臣ノ管理ニ属シ自然科学及其ノ応用ニ関シ社会教育上必要ナル物品ヲ収集陳列シテ公衆ノ観覧ニ供スル所トス」とある。

棚橋は、昭和3(1928)年に日本博物館協会の前身である博物館事業促進会を創設し、以後、日本の博物館振興を生涯の目標として邁進した。その会の設立に当たり掲げられた第一の目標が博物館令(博物館法)の制定であった。その後、日本が戦時へと向かう中でも、棚橋を中心に博物館法制定へ向かう動きは続けられていく。当初は法整備を進めることで博物館施設建設を促進することに力が置かれていたが、次第に既存の地方博物館等の充実を図るとともに、館長や職員の待遇資格を定めること等により、博物館の事業や目的を社会に理解してもらおう方法として、さらに博物館運営の質を高めるために法整備を行う必要性が認識されていったと考えられる。

#### 博物館に関する法令制定に向かう黎明

博物館事業促進会設立から日本博物館協会(日博協)へ改称した昭和6(1931)年を経て盧溝橋事件が勃発する昭和12(1937)年ごろまでは、博物館の法制化を進める機運は高く、文部省も法律のあり方を日博協に諮問し、法令の内容に関する諮問事項が示された重要な時期と言える。本稿ではこの時代の流れを詳細に追うことはしないが、その後の博物館法の検討に基本的骨格を提供した資料として、昭和7(1932)年6月に東京科学博物館で開催された第4回博物館大会で示された答申に注目したい。この答申は、大会に対して文部省が「博物館に関する法令制定に留意すべき事項如何」を諮問し、大会での検討を経て、文部大臣宛に返された答申である(注2)。

我が国の博物館は他の文化施設に比し、その発達極めて遅々たるものあるは、吾人の遺憾とする所なり。これが振興を図るため、時代の要求に鑑み、博物館令の制定に際しては特に左記事項に留意せられんことを望む。

- 一 博物館は学芸に関する資料を蒐集保管陳列及び研究をなし、一般の教養並に學術の研究に資するを以て目的とすべきこと。
- 二 博物館の目的を達成するに必要な事業を列記すること。例へば、
  - (イ) 参考資料の蒐集保管及び研究
  - (ロ) 参考資料の陳列及び展覧
  - (ハ) 公衆及び学校生徒等に対する教育的指導
  - (ニ) 篤志研究者の研究援助
  - (ホ) 図書の蒐集及び閲覧
  - (ヘ) 参考資料の印刷頒布
  - (ト) その他一般の教育並に學術の研究に必要な施設
- 三 北海道府県は博物館を設置すべきこと。
- 四 博物館令は文部省所管以外の他の博物館をも包括するやう立案すること。
- 五 博物館の設置及び運用に関し国費及び地方費を以てこれが補助をなすこと。
- 六 博物館職員の資格並に養成に関する規定を設けること。
- 七 博物館職員の待遇は他の教育職員に劣らざるよう規定すること。
- 八 博物館委員会(トラスター)の制度を設けること。
- 九 中央及び地方博物館の連絡及び統制に関する組織を規定すること。
- 十 博物館令に依らざるものは博物館と称することを得ざる規定を設けること。

この答申によって、博物館に関する法律の目的とその達成に必要な事業の内容が明確に示された意義は大きい。

留意すべき事項の中には、資料収集、保管、研究、展示、教育等、今の博物館法にも共通するものも多く含まれている。博物館の目的を掲げた短く簡潔な一文には、今に通じる博物館に求められる機能・役割の多くの要素が包含され、かつ博物館における研究機能の重要性もしっかり位置付けられており、今後の博物館定義を議論する上でも大いに参考になるものと言えよう。また、博物館職員の資格や養成に関する規定とともに、その待遇を教員と比し劣らないようにすべきこと、博物館制度の維持・発展のために委員会制度を作り、大規模な中央博物館と地方博物館の連携を確保するための規定、さらには法による博物館の名称独占の規定の必要性にも言及している。

この答申に書き込まれた法律に規定すべき内容は、今日の博物館法にも受け継がれ、現場の運営指針として反映されている事項も多くある一方で、掲げられながら実現されていないが故に、今後の法改正に向けて検討が必要な課題として残されているものも少なくない。

この答申がなされた後、文部省と日本博物館協会は連携して、昭和7年の答申をベースに検討を加えつつ、博物館令の制定に向けた動きは継続され、日博協は博物館令制定について陳情書の提出や具申を以ってその必要性を訴え続けた。しかしこの時期、日本は急速に軍事体制へと向かい、不安定化する社会情勢の下で博物館令の制定は滞り、その動きは戦後に引き継がれることとなった。

#### 戦後の博物館法制定への動き

荒廃した厳しい社会状況の中で、日本博物館協会（日博協）は棚橋源太郎を中心に、終戦間もない時期から新たな時代における博物館振興への取り組みを開始した。昭和20（1945）年3月で一時途絶えた「博物館研究」は、昭和21（1946）年2

月にガリ版刷りで復活し、その冒頭を「博物館令の制定へ」の一文が飾った。その一文の最後は「わが国博物館事業の刷新振興については聯合軍総司令本部でも深い理解を有つてゐるやうであるからその前途には多大な期待がかけられ得る。之の機においてわれらこの事業に携はるものは総力を結集して文部当局を支援し博物館令の一日も速く制定されるやう促進運動を展開しなければならない。」と結ばれている（注3）。

日博協は、同年7月に「博物館並類似施設に関する法律案並本邦博物館、動植物園及び水族館全体の施設方針調査研究のための委員会」を発足させ、幾度かにわたる協議を経て9月には「博物館及び類似施設に関する法律案要綱」とともに「本邦博物館、動物園、植物園及び水族館施設に関する方針案」を文部大臣に申達した（注4）。この要綱はその後の博物館法案作成の基礎となり、方針案は、国内に規模と種類別の博物館をどのように設置し、それぞれを連携させて振興を図るかという方向性が位置付けられている。

#### 博物館及び類似施設に関する法律案要綱

一、動物園植物園水族館を、博物館類似施設とする。博物館及び類似施設は、学芸に関する資料を蒐集保管育成栽培して公衆の観覧使用に供し、国民の教養慰安、学校教育の補充及び学芸の研究に資することを以て目的とする。

二、国都道府縣市町村学校公共団体組合財団法人及び私人は、博物館及び類似施設を建設経営することが出来る。

都道府県立博物館及び類似施設は、地方長官、市町村立博物館及び類似施設は、市町村長がこれを管理する。

三、博物館及び類似施設を創立附設又は廃止せんとする場合は、文部大臣の許可を要す。

四、中央博物館、中央動植物園及び中央水族館は、

すべて国営とし、中央機関として文部行政の一部を擔任せしめる。

五、現存の官立博物館及び動植物園、水族館は、本法施行と同時に直ちに、文部省に移管して、その直営又は管理下に置く。

六、博物館及び類似施設は、分館（園）を設置することが出来る。

七、博物館及び類似施設は、その規模の大小に応じ、総長、館長、園長、事務官、相当数の学芸員、学芸員補、技師、技手、司書、書記、監視員等を置くことを要する。

八、館長、園長、学芸員、技師は、大学専門学校以上の学歴と、その方面に関し三年以上の実際の経験を有するものにより専任する。

九、博物館及び類似施設には、若干名の商議員及び学芸専門委員等を委嘱することが出来る。

十、博物館及び類似施設は、必要に応じて観覧料並に付属施設の使用料を徴収することが出来る。但しこの場合は監督官庁の許可を要す。

十一、本法の規定に依らないものは、これを博物館、動植物園、水族館と称することが出来ない。またその名称如何に拘はらず、博物館及類似施設と認むべきものは、すべて本法に依って律せられる。

十二、現に博物館及び類似施設に在職する者は、当分の間前項の資格なき者といえども、そのまま在職せしめることが出来る。又特別の技能を有し、且つその職に敵する者に在りては、別に設置する任用考查機関により専任することが出来る。

本邦博物館、動植物園及び水族館施設に関する方針案

一、中央博物館、中央動物園、中央植物園及び中央水族館は、国営の中央機関として、社会教育学芸研究及び慰安休養を目的とする全国同種施設の連絡、蒐集品及び動植物の交換、賣買、貸借等の媒介、従業員の養成、就職、雇用の斡旋、及び

経営上の諸問題に関する指導に当たらしめる。

二、中央科学博物館は、博物学博物館及び理工学博物館の二館とし、夫々東京及び大阪に設置する。

三、中央歴史博物館は、考古学、文化史及び国史の総合博物館とし、東京と京阪地方とに設置する。

四、中央美術博物館は、古美術博物館及び近代美術博物館の二館とし、工芸品は新旧により両館に分属せしめる。中央古美術博物館は東京又は奈良に、中央近代美術博物館は、東京に設置する。

五、中央動物園には、動物の蕃殖場、動物病院、動物標本館、研究室、図書館、講堂を附設し、東京に設置する。

六、中央植物園には、植物標本館、植物学研究所、園芸講習所、植物相談所、種苗園、図書館、講堂等を附設して東京に設置する。

七、中央水族館は特設の一館とし、水産研究所、魚類孵化場、図書館、講堂等を附設して東京に設置する。

八、地方博物館、地方動物園、地方水族館は、中小都市に建設し、主として当該地方民衆の知識及び趣味の向上、地方産業の発展、家庭の改善等に資することを目的とする。

九、中都市（第一項の中央機関所在地を除く）に建設する地方博物館は、科学博物館（博物学、理工学、産業）と歴史美術博物館（歴史、考古学、古美術、近代美術及び工芸）の二館とし、府県立又は市立とする。地方動物園、地方植物園、地方水族館は、府県又は市の管理下に設置する。

十、少都市に建設する地方博物館は、人文科学及び自然科学諸文科の総合博物館とし、府県立又は市立とする。尚土地の状況により小都市にも、公立の動物園、植物園、水族館を設置することが出来る。

十一、郷土博物館は各都市及び町村に建設し、学童、青年及び住民の愛郷精神の涵養、公民的教養の向上並に郷土の経済的発展に寄與することを目的とする。

都市の郷土博物館は、これを特設するか又は地方博物館に附設するを可とする。町村に郷土博物館設置の場合は、地方事務所所在地程度の都巴を撰び、町村立又は学校組合立とする。

十二、大学専門学校等に博物館、動物園、植物園、水族館を附設公開することは特に望ましく、又財団及び私人が博物館、動物園、植物園、水族館を建設経営することも、大いに歓迎推奨すべきである。

この要綱と方針は、当時の日本における博物館の整備状況を反映した上で、その設置に必要な機能と職員等の基準とともに、全国における博物館の規模と館種ごとの配置の在り方と、それぞれの博物館の役割を示している。まず注目すべきは、この要綱において、博物館全体の館種別の区分について、「動物園植物園水族館を、博物館類似施設とする。」と明記したことである。この博物館類似施設という語の使い方は、現行法下における、登録博物館、相当施設以外の博物館法の適用を受けない施設を指す呼称、という意味合いとは全く正反対で、機能の違いはあるが、社会的役割としては博物館と同様な機能を有しており博物館と同様に位置付けるべき施設であることを示すために用いられている点には特に留意する必要がある。その後の議論においても、動物園・水族館・植物園について博物館全体を括る法律の中でどのように位置付けるかは、重要な論点となっているが、最終的にはいずれも博物館として扱うという整理がなされ今日に至っている。その一方で、今後の制度の在り方検討においては、動物園・水族館・植物園のみならず、博物館の館種別特性を踏まえて、全体を包括的に規定する博物館法がどのように館種ごとの特色を踏まえつつ、それぞれの振興が図れるかの検討が重要であることを示唆していると思われる。

ともあれ、全国に数百しか博物館がなかった当

時と較べれば、全国に5千を超える多様な博物館が存在する現在における議論は自ずとその前提は異なるものの、現在検討されている一定地域のハブ的機能を果たす博物館の在り方と、中小規模の博物館の支援や質的向上を図るためのネットワーク構築のための議論を進めていく上で、参考とすべき考え方が多く示されていると思われる。

特に、紹介した方針に示された国立の中央博物館と、地域ごとの公立の地方博物館規模の博物館の基本機能と館種、規模、地域ごとの配置等についての機能役割の分担は、個々の博物館の事業充実を図ることで日本全体の博物館の振興を図る仕組みを構築していく上で、今後の検討にも大いに参考になると思われる。

こうした法案作成の基礎的資料の整備が進んだ戦後間もなくから昭和25(1950)年にかけての5年間、翌26(1951)年に制定される博物館法の行方に大きな影響を与える出来事が続いた時期でもあった。本稿で触れる余地はないが、昭和22(1947)年に教育基本法、昭和24(1949)年に社会教育法、そして昭和25(1950)年に図書館法と社会教育関係法が次々と公布され、結果的には博物館法が最後まで残される形となったことは、博物館法の内容に大きな影響を与えることとなったと思われる。

さらに、前述した博物館と動物園・水族館・植物園の取扱いについても継続的な検討が行われたが、最も大きな影響を与えたのは、昭和25年5月30日に交付された文化財保護法の存在である。ここでは同法成立経緯の詳細には触れないが、問題は、この法律により国立博物館を文化財保護委員会の附属機関として位置付けるとする点であり、棚橋をはじめ博物館関係者はこの方針に強く反発した。25年1月には、日本博物館協会会長の徳川宗敬と関東地方博物館動植物園関係者大会

代表者の関靖は、国立博物館を文化財保護委員会の附属機関とすることに反対の陳情書を提出した。当時の流れを振り返ると、博物館関係者としては文化財保護法の本質にも制定にも賛成ではあるが、博物館全体の中核的な役割を担う国立博物館は、単に文化財保管の施設ではなく博物館として総合的かつ重要な役割を担っており、委員会の附属機関に位置付けることは、日本全体の博物館の発展に極めて重大な支障となる。というのが主な反対理由であった。これに対し、文化財保護法の成立は文部省としても成立させなければならない最重要案件で、確実な予算措置を講じる必要があるが、国立博物館を附属機関とする理由の一端は、大蔵省との折衝における予算基盤の整備上の問題が一因であったと考えられるが、そのことは棚橋の後の回顧談からも窺える。棚橋は当時の文部省とのやり取りを「今、この文化財保護法は何としても議会を通したい。それには相当の予算の裏付けがなければ通らぬ。大蔵省に数千万円予算を出せといったって、とても出来やせん。それには建物から人員から、国立博物館を附属にするほかはない。君らという博物館法をおつくりになれば、その時にはきっと国立博物館をもとへ戻して、うんと助太刀しますから、今度はどうか一時見のがしてくれんか、黙認してくれんか」と言われたと述べている。(注5)

昭和25年2月には、国立博物館の高橋誠一郎館長が参議院文部委員会長に「今般立法の文化財保護法で国立博物館及び美術研究所を文化財保護委員会の附属機関とすることは現状においては異論がない。但し、将来理想的な国立博物館法(仮称)が設けられるときに、さらに其の属非について審議決定したい」という公文書を発出している。

こうした思惑のある中で、文化財保護法は成立交付され、博物館関係者の切なる要望は叶えられなかったが、博物館法が成立した暁には再度見直

しが行われ、国立博物館は博物館法の体系に戻されて、博物館全体の再編成が為されることに希望を繋いだのであった。しかし、その後の流れは周知のとおり、現在においても、博物館法上の国立博物館の位置付けについての抜本的な整理は行われていない。この国立博物館の法的位置付けは、今後の法改正に向けた検討においても重要な論点であり、最も象徴的な「古くて新しい課題」の一つと言えよう。

文化財保護法の成立を受け博物館界は、博物館法の早期成立を促す運動を強く進め、昭和25(1950)年の8月、北海道網走市で開催された全国観覧教育講習協議会において、全国から集まった博物館、動植物園、公民館、図書館、学校及び教育委員会等の関係者で構成される同協議会の会員一同は、博物館動物園等に関する法律の速やかな制定を要望する決議を行ない文部大臣に陳情書を提出した(注6)。この陳情書に添えられた「博物館法の制定を急務とする理由」を見ると、今日の博物館を取り巻く環境や課題にも通じる記述が多く見られる。

#### 博物館法の制定を急務とする理由

博物館動植物園等の施設が教育上欠く可ざるものであることは、教育基本法の中に、国及び地方公共団体は図書館公民館とともに、博物館等の設置によって教育目的の実現に努めなければならぬといっていることから明らかである。

社会教育法には、図書館及び博物館は社会教育の機関であるとし、これらに関して必要な事項は別に法律を以て定めると明記している。

既に公民館については社会教育法がこれを規定し、図書館については図書館法が施行され、また文化財の保護及び利用については文化財保護法が制定施行されたが、博物館及び同種施設に関する法律の

みは未だその制定をみず、これら一連の文化的立法のうちひとりとのこされた形である。

かくして博物館法の制定は、すでに豫定されたところであるが、今日とくにこれを急がなければならぬ理由は次のとおりである。

博物館事業は、欧米の文化諸国においては早くからすこぶる重要視され、その規模、内容、及び普及の状況はとうていわが国の比ではなく、これら諸国民の教養及と文化とが高度に達しているのは、これに基づくところが少なくない。

わが国の博物館事業は、明治以降欧米先進国の範にならつたものであるが、その発達普及は遅々として進まず、学校、図書館等の施設に比していちじるしい立ちおくれを示している。

博物館についてみれば、小規模な宝物館の類まで含めて全国でわずかに170余館、それも大部分は規模内容ともに至って貧弱なものにすぎない。米国有2,500余館を有し、英・仏・独国などいずれも人口3万ないし5、6万に1館の割合に設置している盛況に対し、わが国では人口およそ47万に1館という情なさである。

博物館事業のかかる不振には、種々の原因が考えられようが、そのもつとも基本的な一つは、従来これに関する法令がなかつたことである。この欠陥の故に、大要次の如き事態を来たしている。

#### 1. 博物館事業に対する認識の不足

博物館及び同種施設が文化発達の上に果たす役割、これが学術研究、学校及び社会教育上もつとも効果に富む機関であることについて、一般に正しい認識がもたれていない。

したがってまた、立法、行政の当事者、はなはだしきに至つては教育関係の間においてすら、無理解、無関心のものがきわめて多い有様である。

#### 2. 博物館行政の空白

法規のないところに行政の及ばぬは当然で、これまでの教育並びに一般文化行政の上で、博物館及び同種施設はほとんど拾児同様に見放され、政府及び地方公共団体とも、その発達普及及び利用について、何らの奨励、助長、保護、または監督の手段を講ずるところがなかった。

#### 3. 博物館及び同種施設の無秩序

国立、地方公共団体立、及び私立の博物館動植物園等は、既設のもの、建設計画中のもの、すべてが一定のよりどころがないために、全体として無秩序無統制の状態にある。個々の特殊な事情や思いつきによる自然発生のままに放置されていて、国全体としての体系的な計画がなく、互いに相補う横の連絡もない。

したがって無駄や不経済が行われる一面、その本来の使命を十分に発揮することのできない現状にある。

#### 4. 国立博物館の無計画

国立博物館の設置運営は、全国博物館事業の中樞をなすもつとも大切なもので、これを模範とし、またその援助を受けて、地方博物館の発達が期待されるものであるが、わが国博物館事業の発祥以来、未だそれに関する確固たる方針が立てられていない。わが国博物館事業の不振は、実にこゝに由来するところが多いのである。

現在の国立博物館は、たまたま帝室博物館が政府に移管されたために存在するものであり、国立科学博物館もまた、教育博物館の拡充という特殊な沿革により、単独に発生したもので、全般的な国立博物館計画に基づいたものではない。首都及び京阪地方に設置すべき、その他の国立博物館についても、今日なお無方針のまま、何等の計画も立てられていないのである。

#### 5. 地方公共団体の困惑

教育基本法や社会教育法によつて博物館及び同種施設の重要さが示された結果、地方公共団体のうちでも教育や文化行政に熱心なところでは、博物館等

施設建設の意欲が最近とみに昂まり、財政困難の時代にもかかわらず、相当の予算をもつてその実現を計画するものが続出するに至った。

しかるにその立案にあたり、これらの方向、基準等についてよりどころをなすべきものがなく、また当時にこの方面の知識経験に富むものが乏しいために、その方途に迷い、しばしば不適當な計画がそれと心づかず実施されつつある状態である。かくのごときは一刻も放置してはならぬ問題である。

#### 6. 私立博物館の窮状

公益法人または篤志の私人などが設置する私立博物館等では、博物館事業が公共的教育機関としての使命をもち、また決して収支償うものでないにもかかわらず、これが法律上の根拠によつて認められていないために、一般の営利的または趣味的施設と区別されず、何らの助成奨励を受けぬばかりでなく、課税の減免などについても、地方によって取扱いが個々である実情で、それらの多くは経営に困難をきわめている。

とくに終戦後は、多くの財源を失い、他に収入の途がないために、経営に必要な最低限度の人件費さえ賄うことができず、すぐれた蒐集品をもちながら維持不能におちいり、閉館のやむなきに至ろうとするものも稀ではない。せつかく存在しているこれらの立派な施設が、わずかの経費のためにこのような窮状におちいつているのを、何らかの対策を講ずることもなく見放しにすることは、文化の上の大きな損失といわなければならない。

法律がないために生じている博物館事業の困難と不都合とは、ほぼ以上のごときものである。

なおまた、今日博物館及び同種施設の整備充実を急務とすることについては、これが社会教育の機関として重要であるということのほかにも、次のごとき理由がある。

#### 1. 学校教育上の必要

近時新教育法実施の結果、学校教育においても、とくに実物実験の教育が重視され、そのために博物館や動植物園利用の必要が痛感されている。

#### 2. 観光資源としての重要性

国際観光事業が重要国策の一となされている今日、博物館や美術館は、観光客の興味と関心をつつめ、日本文化を正しく、また容易に紹介する上にもつとも有効な観光資源の一種として、重要な任務を負わされている。

以上に記した理由によつて、速やかに適當な博物館法を制定し、これまで不振をきわめた博物館事業に関する種々の障害を除き、積極的にこれを助長奨励する策を立てて、その事業の画期的な発展を期することが切に要請されるのである。

ここに示された博物館法制定を急ぐべき理由を読み返してみると、博物館が学校・社会教育に果たせる役割についての一般社会の認識の浅さ、博物館法が無いが故の博物館振興行政の未整備や、法的拠り所がなく博物館全体が無秩序無統制でそれぞれの使命を発揮できていない、地方公共団体に博物館建設の意欲が増しつつあるもその方向性や基準がない、私立についても法的な根拠がなく営利的・趣味的事業との区別がされず、戦後の財政的困窮の中で文化財の流失を招くなど文化的な損失を被っている、といった課題は、多分に現在の状況と重なる点も見出せる。また、4番目の理由として挙げられた「国立博物館の無計画」は、後に紹介するこの時点での法案で最も重要な課題として位置付けられている。

#### 終わりに； 棚橋源太郎と博物関係者の想いが 込められた博物館法案

これまで、博物館法制定に向かう日本の博物

館関係者の動きを概観してきた。昭和 26 (1951) 年 12 月に成立した博物館法は、国立博物館の扱い等を含め、制定に向け努力してきた棚橋はじめ関係者にとっては残念な部分も残しながらも実現をみた。成立した法案作成に向けた最終的な調整は主として昭和 26 年に行われたが、成立のほぼ 1 年前の昭和 25 (1950) 年 11 月 22 日に示された「博物館動物園及び植物園法草案」は、文部省との調整は重ねてなされてきた結果であるものの、博物館法成立を目指した棚橋源太郎の永年の想いが反映された姿を留めた法案として位置付けることができる。この法案は出された直後に修正がなされているが、ここでは修正前の案を本稿の最後に参考資料として紹介しておきたい。そこには、法が成立すれば再び本来の在るべき形に戻るであろうという思いが込められた、国立博物館の位置付けやその役割も規定されている。

棚橋は、博物館法成立からちょうど 10 年後の昭和 36 (1961) 年 4 月 3 日に急逝し、93 歳の生涯を閉じた。博物館法制定を契機に日本博物館協会常務理事を退き顧問となった棚橋は、昭和 28 (1953 年) に立教大学に初めて学芸員養成課程が設置されると、84 歳にして教壇に立ち、逝去前年の昭和 35 (1960) 年まで学生に博物館学を講義した。自らの半生を費やして情熱を傾けた博物館法の成立を、当時の棚橋はどのような気持ちで受け止めていたのだろうか。

逝去する直前の 1 月 18 日、棚橋は立教大学退官を受けて同大学教授の宮本馨太郎と対談し、自らの人生を語っているが (注 7)、そこには、公布から 10 年を経た博物館法についての棚橋の胸中を窺い知ることのできる発言が残されている。

その中から、今後新たな博物館法改正に向けた議論に際し、念頭に置いておきたいことを幾つか書き留め、「古くて新たらしい課題」を棚橋の志

として受け止め、今後の検討に望むこととしたい。

- ・「公民館などと同じように、地方の教育委員会の所管する公私立の博物館だけやれば良いといったような具合で、だんだん規模の狭いものとなり、わけのわからんものになってしまった。」
- ・(宮本)「国立の博物館をのぞき、地方の公私立の博物館を対象とするような規模の小さな博物館法になったわけですね。」
- ・「それでもないよりはいい、というので、私はがまんしたんです。」
- ・「国立博物館を含めた博物館法にかえなくちゃいけない」という答申をしておりました。」
- ・「私は文部大臣の下に名前はなんでもいいかが一局つくって、そこで美術・科学・歴史・考古学をはじめ、自然園・植物園・動物園・水族館など一切のものを所管しなければいけない。これらの博物館は社会教育ばかりの機関ではない。博物館は大学の補助機関として学術的にも大きな使命を持っている。今では博物館の使命は、社会教育局の所管になっているものですから、だんだん蔭が薄くなっている。ことに社会教育法の九条に図書館及び博物館は社会教育の機関とするという一カ条があるんで、文部省の法律では博物館というのは社会教育の機関になっている。そんな馬鹿な話はないはずですよ。」
- ・(宮本)「最近のわが国では社会教育の面だけが博物館の使命のように大きく取りあげられてしまって、博物館の果たす学術・文化の資料の収集・保存・調査・研究という面が無視されるような傾向がありますね。」
- ・「それだから国立博物館が博物館相当施設となっている。おかしいわ。国立博物館の使命は社会教育だけじゃあないですからね。学術研究にも学校教育にも……。」

## 参考資料（注8）

### 博物館、動物園及び植物園法草案（昭和25年11月22日）

#### 第1章 総則

##### （この法律の目的）

第1条 この法律は、博物館、動物園及び植物園の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて学術、文化の振興に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、科学、芸術、民俗、産業等に関する資料のうち、「動物園」とは、動物及びこれに関する資料のうち、「植物園」とは、植物及びこれに関する資料のうち、それぞれ教育及び学芸上価値あるものを、収集、保管、飼育、または植栽して、教育環境の下に一般公衆の利用に供し、その文化的教養の向上、レクリエーション及び学術の調査研究等に資することを目的とする施設で、国、地方公共団体又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人若しくは宗教法人が設置するもの（学校に附属するもの及び文部省以外の国の行政機関の所管するものを除く）をいう。

第3条 前条の博物館、動物園及び植物園（以下「博物館等」という。）のうち、国の設置するものを国立博物館等と、地方公共団体の設置するものを公立博物館等と、民法第34条の法人又は宗教法人の設置するものを私立博物館等と

いう。

第4条 この法律において博物館には、博物館と称するもののほか、美術館（単なる美術に関する展覧会場を除く）及び社寺の宝物館等を、動物園を称するもののほか、水族館等を、植物園には植物園と称するもののほか、薬草園等を含むものとする。

##### （分館、分園、研究施設及び図書施設）

第5条 博物館等には、必要に応じ分館又は分園を設置し、研究施設及び図書施設を付属することができる。

##### （博物館等の事業）

第6条 博物館等は、その種類に応じてそれぞれおおむね次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1. 一般公衆の要望にそい、歴史、科学、芸術、民俗、産業等に関する資料、動物及びこれに関する資料並びに植物及びこれに関する資料（以下「博物館等資料」という。）の収集については写真、フィルム、レコード、標本、模型等にも十分留意して豊富にこれを収集し、整理して、利用すること。
2. 博物館等の所在地以外の地に博物館資料等を移動してこれを一般公衆の利用に供すること。
3. 博物館資料のうち、文化財保護法（昭和25年法律第 号）の適用を受ける文化財については、特にその保管を十分にすること。
4. 博物館資料に関し、専門的学術的な調査研究を行うこと。
5. 博物館等資料の利用者に対し、必要な説明、助言指導等を行って、その利用を便にすること。
6. 博物館等資料に関して、専門的な調査研究を希望する者に対しては、研究施設を利用させ、その他必要な助言を与える等、その研究を助力すること。
7. 博物館等資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の諸集会を主催し及びその奨励を行うこと。
8. 案内書、解説書、目録、年報等を発行し、更に調査研究の報告書等を作成頒布すること。
9. 学校、公民館、図書館等教育、学術及び文化に関する諸施設と協力し、調査研究に関する協力、博物館等資料の貸借及び巡回等を行うこと。

##### （学芸員）

第7条 博物館等に置かれる専門的職員を学芸員と称する。

2. 学芸員は、博物館等の種類に応じ、それぞれの博物館等資料に関する専門的技術的な指導助言及び調査研究を行うものとする。

##### （学芸員の資格）

第8条 大学を卒業した者で、大学に在学中博物館等の種類毎に文部省令で定める必要な学科を終了した者及び文部大臣がこれと同等以上の学力があると認めた者で、第9条の規定による学芸員の講習を終了した者は、学芸員となる資格を有する。

##### （学芸員の講習）

第9条 学芸員の講習は、教育部又は学芸学部を有する大学が、文部大臣の委嘱を受けて行う。

2. 学芸員の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

(指導、助言)

第 10 条 文部大臣は、都道府県の教育委員会に対し、都道府県の教育委員会は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び私立博物館等に対し、その求めに応じて、博物館等の設置及び運営に関して、専門的及び技術的な指導又は助言を与えることができる。

(博物館の相互の協力)

第 11 条 博物館等は、その事業を促進するために、相互に緊密な連絡、協力をし、刊行物の交換、情報の交換、博物館等資料の相互貸借等を行うように努めなければならない。

(輸送料の特別取扱)

第 12 条 博物館等資料の輸送に要する料金については、特別の取扱を受けることができるものとする。

## 第 2 章 国立博物館等

(国立美術博物館)

第 13 条 国立美術館は、古美術に関する資料を国の内外にわたって広く収集し、保存して一般公衆の利用に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行う。

2. 国立美術博物館は、東京都に置く。

3. 国立美術博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立奈良美術博物館)

第 14 条 国立奈良美術博物館は、おおむね、奈良地方を中心として古美術に関する資料を収集し、保存して一般公衆の利用に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行う。

2. 国立奈良美術博物館は、奈良市に置く。

3. 国立奈良美術博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立近代美術館)

第 15 条 国立近代美術館は、近代美術に関する資料を国の内外にわたって広く収集し、保存して一般公衆の利用に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行う。

2. 国立近代美術館は、東京都に置く。

3. 国立近代美術館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立科学博物館)

第 16 条 国立科学博物館は、自然科学及びその応用に関する資料を収集し保存して一般公衆の利用に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。

2. 国立科学博物館は、東京都に置く。

3. 国立科学博物館の内部組織は、文部省令で定める。

(国立自然教育園)

第 17 条 国立自然教育園は、動物、植物及びこれらの自然状態を保護保存して一般公衆の利用に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。

2. 国立自然教育園は、東京都に置く。

3. 国立自然教育園の内部組織は、文部省令で定める。

第 18 条 国立博物館等は、第 6 条各号にかかげるもののほか、おおむね次の事業を行うものとする。

1. 公立及び私立博物館等に対し、総合的な博物館等の事業を促進するために、必要な指導、連絡を行うとともに、これらに対し必要な報告の提出を求めること。

2. 博物館等資料に関する調査研究について、諸学会と密接な連絡協力をすること。

3. 博物館等に勤務する職員に対し、必要な研修を行うこと。

4. 文部省以外の国の行政機関の所管する博物館等と必要な連絡、協力をすること。

5. 博物館等の事業に関し、国際的な連絡、活動を行うこと。

## 第 3 章 公立及び私立博物館

(公立博物館等の所管)

第 19 条 公立博物館等は、当該公立博物館等を設置する地方公共団体に設置された教育委員会が管理する。

(図書館法の規定の準用)

第 20 条 公立博物館等の設置に関しては、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条の規定を、公立博物館等の設置、廃止又は設置者の変更に関しては、同法第 11 条及び第 12 条の規定を、私立博物館等の設置、廃止又は設置者の変更に関しては、同法第 24 条の規定を、私立博物館等の設置、廃止又は都道府県の教育委員会との関係に関しては、同法第 25 条から第 27 条までの規定をそれぞれ準用する。

(公立博物館等の職員)

第 21 条 公立博物館等に、館長又は園長並びに当該博物館等を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員及びその他必要な事業、事務又は技術に従事する職員を置く。

2. 前項の職員は、当該博物館等を所管する教育委員会が任免する。

(博物館等協議会)

第 22 条 公立博物館等に博物館等協議会を置くことができる。

2. 博物館等協議会は、博物館等の運営に関し館長又は園長の諮問に応じるとともに、博物館等の行う諸事業につき、館長に対して意見を述べることができる。

3. 博物館等協議会の設置その他に関しては、図書館法第 16 条の規定を準用する。

第 23 条 博物館等協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

1. 当該博物館等を設置する地方公共団体の区域内に設置された大学又は研究施設の職員で、当該博物館の博物館等資料に関し学識を有する者。

2. 当該博物館等を設置する区域内に設置された大学以外の学校の代表者。

3. 当該博物館等を設置する地方公共団体の区域内に事務所を有する社会教育関係団体（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。）が、選挙その他の方法により推薦した当該団体の代表者。

4. 社会教育委員

5. 公民館の職員及び運営審議会の委員

6. 図書館の職員及び協議会の委員

7. 学識経験のある者

(入館料等)

第 24 条 公立博物館等は、できる限り無料で公開することが望ましい。但し当該博物館等の維持運営のために止むを得ない事情のある場合は、必要な入館料又は入園料等を徴収することができる。

2. 私立博物館等は、必要な入館料又は入園料を徴収することができる。

(公開の日数)

第 25 条 公立及び私立博物館等は、年を通じ、博物館にあつては〇日以上、動物園にあつては〇日以上、植物園にあつては〇日以上公開しなければならない。

(公立博物館等の基準)

第 26 条 公立博物館等の設置及び運営上望ましい基準を、文部省令で定める。

(公立博物館等に対する補助その他の援助)

第 27 条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の定めるところに従い、その設置及び運営に関する費用について補助金を交付し、その他必要な援助を行う。

第 28 条 前条の規定による補助金の交付は、博物館等を設置する地方公共団体の各年度における博物館等の設置及び運営に要する経費の前年度における精算額を勘案して行うものとする。

2. 前条の規定による補助金の交付に関しては、図書館法第 22 条第 2 項及び第 23 条の規定を準用する。

(博物館等同種施設)

第 29 条 博物館と同種の施設については第 10 条及び第 11 条の規定を準用する。

### 参考文献

- 宮崎 惇. 1992. 棚橋源太郎－博物館にかけた生涯－. 262pp. 岐阜県博物館友の会, 関.
- 椎名仙卓・青柳邦忠. 2014. 博物館学年表－法令を中心に－. 250pp. 雄山閣, 東京.
- . 1988. 日本博物館発達史. 366pp. 雄山閣, 東京.

### 注釈

- 注1 棚橋源太郎・宮本馨太郎. 1962. 博物館事業に捧げた五十年. 「棚橋先生の生涯と博物館」, pp. 98 - 99. 六人社, 東京.
- 注2 日本博物館協会. 1932. 第四回全国博物館大會議事録. 博物館研究, 5 (7) : 2 - 5.
- 注3 ——. 1946. 博物館令の制定へ. 博物館研究, 18 (1) : 1.
- 注4 ——. 1946. 博物館並類似施設に関する法律案要綱. 本邦博物館, 動物園及び水族館

施設に関する方針案. 博物館研究, 復興1 (1) : 4 - 5.

- 注5 棚橋源太郎・宮本馨太郎. 1962. 棚橋先生の生涯と博物館. 129pp. 六人社, 東京.
- 注6 日本博物館協会. 1950. 博物館動物園法について. 會報, 10 : 1 - 4
- . 1951. 博物館法促進の経緯. 博物館法案の内容について. 會報, 11 : 1 - 4
- . 1965. 陳情書. 「昭和39年度 わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究 大正・昭和編」, pp. 147 - 150. 日本博物館協会, 東京.
- 注7 棚橋源太郎・宮本馨太郎. 1962. 棚橋先生の生涯と博物館. 129pp. 六人社, 東京.
- 注8 日本博物館協会. 1965. 博物館, 動物園及び植物園法草案 (25. 11. 22). 「昭和39年度 わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究 大正・昭和編」, pp. 150 - 155. 日本博物館協会, 東京.

